

# 善通寺市空家バンク登録住宅改修等補助金

空家の活用を通じて、地域の活性化を図るため、空き家バンク登録住宅の改修工事および家財道具等の処分について補助金を交付します。対象のリフォームをお考えの方は、必ず**事前に申請**をしてください。

## ● 申請できる方

市税を滞納していない下記のいずれかに該当する個人、法人事業者または個人事業主

- 空家バンクに登録された空家の所有者
- 空家バンクに登録された空家の購入者または賃借人  
※購入または賃借した日から6か月以内であること

## ● 対象となる物件

- 空家バンク「かがわ住まいネット」登録住宅  
※登録された住宅は補助金交付後3年以上空家バンクに登録可能なもの  
※購入もしくは賃借された住宅は3年以上居住または利用すること
- 耐震性が確保されていること**
- 建築基準法の規定に基づく重大な違反がないこと
- 過去に補助金の交付を受けていないこと

## ● 補助内容

対象となる空家の改修工事で、下記に該当しない工事費

- 外構、車庫、倉庫等の改修工事
- 住宅構造の改修工事を伴わない機器・備品等の購入および設置工事
- 庭木のせん定、除草等

## ● 補助金額

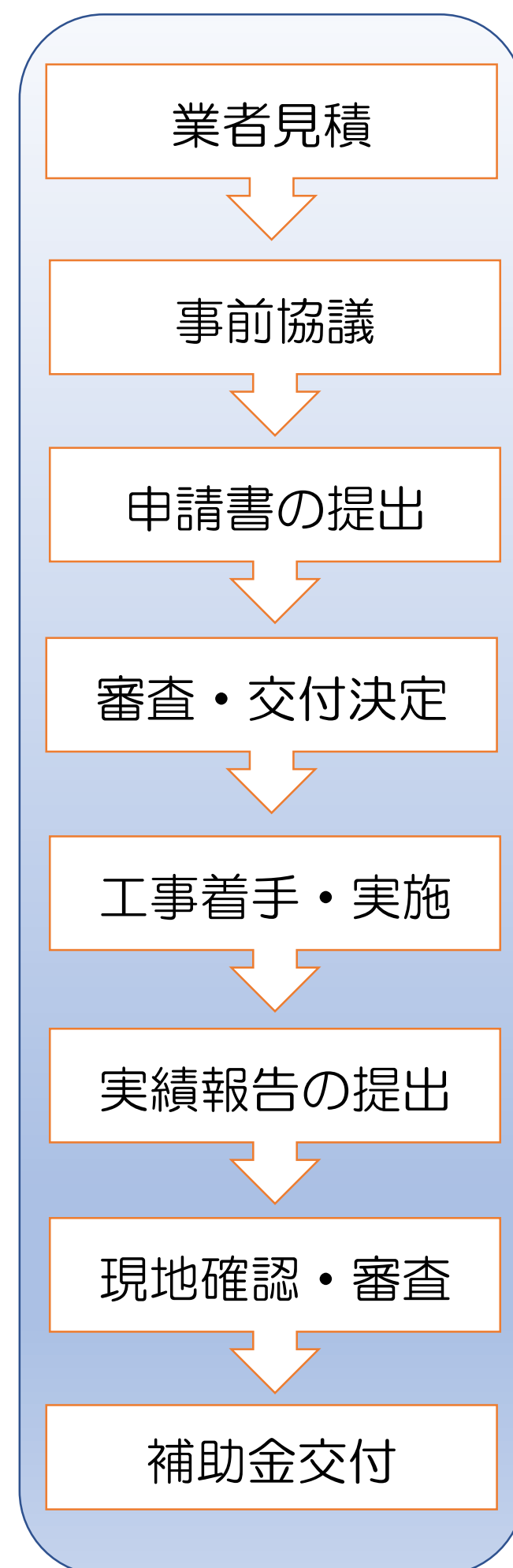
補助対象事業費の2分の1

- 改修工事 上限100万円
- 家財道具等の処分 上限 10万円

## ● その他

- 事業は交付決定後に工事着手し、申請年度の2月末日までに実績報告書の提出が可能であること
- 施工業者は市内事業者に限る**
- 本補助金の交付は対象物件については1回限り、申請者は1会計年度に1回限り

## 事業の流れ



**事業は、必ず交付決定後に着手してください。  
着手後の事後申請は受付できません。**

申請書類、工事の内容などについては、事前に市役所にお問い合わせください。

お問合せ

善通寺市 暮らし支援課 電話：0877-63-6343